

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（149号）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年8月15日号)

小田中 聡樹 （東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

(今号は2017年9月に生じた諸問題の二回目です。「働き方改革」軍拡の動きなどを詳述します。ご愛読ください。)

### VII 働き方改革の実相

(1) ①2017年9月15日、労働政策審議会（労政審＝厚労相の諮問機関）は、「働き方改革」関連法案の“要綱”につき、厚労相に「おおむね妥当」とする答申を行った（9月16日赤旗）。

②“要綱”の概要は、④労働時間については、残業時間の上限を「2～6ヵ月平均で80時間以内」「月100時間未満」などとし、⑤一定の収入の専門職を時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度」の導入や、⑥「裁量労働制」の対象拡大を盛り込み、⑦高プロは年104日以上以上の休日を義務化（修正により挿入）した、というものである。

③先取りしていうなら、④は過労死ラインの残業を容認、⑤⑥は長時間労働の拡大、を狙う内容となっている。

(2) ①安倍政権による「働き方改革」の本質とその狙いについては、次の3文献がそれぞれに説き明かしている。(i) 牧野富夫（日大名誉教授）『安倍政権の「働き方改革」の欺瞞』前衛2017年10月号、(ii) 浅倉むつ子（早大教授）『安倍政権の労働法制「改革」を批判する』法と民主主義2018年2・3月号、(iii) 沢路毅彦（朝日新聞編集委員）『どうなる「働き方改革」』世界2018年5月号。

②本稿では、まず沢路論文で改革の経過と全容とを把んだ上で、次に牧野論文の論旨の概要を辿る。その上で「働き方改革」なるものが私たちにとっていかに禍い多いものかを考える手がかりを得たい。

(3) はじめに働き方改革の全容を掴むため沢路論文の概要をみる（同稿脱稿時は2018年3月26日で、関連法案の閣議決定はされていない）。

①関連法案は8本。労働基準法、パートタイム労働法、労働者派遣法、労働契約法、労働安全衛生法、雇用対策法、じん肺法、労働時間等設定改善法。

②法案の原型は「働き方改革実行計画」（安倍首相が議長をつとめる「働き方改革実現会議」が2017年3月にまとめたもの）。実現会議に加わったのは、樋口美雄（慶大教授・労働政策審議会会長）、榊原経団連会長、三村日本商工会議所会頭、神津連合会長。

③実現会議は、2016年9月から10回開かれ、計画がまとまった後に各分科会で議論が詰められ、2017年9月に法案要綱が示された（前述の(1)に続く）。その後は施行時期が修正されたが、法案の大枠は変わっていない。

④「働き方改革」の眼目（目玉）は二つ。

「長時間労働の対策」（労働基準法が関連）と、「同一労働同一賃金」（パートタイム労働法、労働者派遣法、労働契約法が関連）。

⑤第1に、長時間労働対策の重要なポイントは、時間外労働の罰則付き上限規制である。現在でも規制はあり、1日8時間、週40時間（法定時間）以上働かせることは違法となる。しかし、労使協定（三六協定）により法定時間を超えて働かせることはできる。但し、三六協定を定める場合でも、大臣告示により時間外労働の上限は月45時間、年360時間とされている。が、この告示には法的拘束力がなく、特別の事情があればこの上限を超えることができる（日本の労働時間に規制がなく、青天井といわれるのはこのためである）。

⑥「改正案」では、労使が協定を結んでも上廻ることのできない時間外労働の上限を罰則付きで定めている。原則は月45時間、年360時間（繁忙期は例外）。

⑦「改正案」に対する批判の大きな論点は、例外とされる単月100時間未満、2～6ヵ月平均80時間以下という上限が、長時間労働対策として十分かという点だ。その数字の根拠となっているのが脳疾患、心臓疾患の過労死認定基準である。そのため、“過労死する水準を法律で認めることになる”という批判が上がることになる。

⑧(i)今の労働時間を緩和する制度として高度プロフェッショナル制度（高プロ制度）と裁量労働制度が導入されようとしている。

(ii)高プロ制度とは、専門職で年収の高い人を労働時間の規制から外す制度である。

(iii)裁量労働制とは、実際に働いた時間ではなく、予め労使で決めた時間だけ働い

たとみなす制度（専門業務型と企画業務型とがある）。

(iv)この2つの規制緩和は、2015年4月閣議決定された労基法改正案に盛り込まれており、国会に提出されたが、廃案となった（野党も連合も反対）。

(v)高プロも裁量労働制も実現会議では主要な議題にならなかったが、実行計画では経済界の要請で“早期成立をはかる”とされた。

(vi)厚労省は、その後、実行計画に基づく改正案と2015年改正案とを一本化する方針を打ち出した。そして労政審では労働委員の反対を押し切り、内容はそのまま働き方改革関連法案に一本化された。

⑨以上が沢路論文の概要である。この論文で「働き方改革」の経緯とポイント（2つの目玉）を掴んだうえで、安倍政権が何故に「働き方改革」に固執するのか、その狙いと主目的は何かをみる。

(4)このことを説き明かした牧野論文の概要を要約する。

①「改革の主目的」は、生産性を上げる、経済成長を加速させる、崩壊したアベノミクスを蘇生させる、ことである。

②「働き方実現会議」は、2017年3月に、「働き方改革実行計画」を決定した。そこには、“罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正”が盛り込まれている。

◎その内容は次の通りである。週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を原則として月45時間、かつ年360時間とする。臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても上廻ることができない時間

外労働時間を年720時間（月平均60時間）とする。かつ、年720時間以内において、一時的事務量が増加する場合には、最低限上廻ることのできない上限を設ける。その上限とは、次の①②③である。

①2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月、5ヵ月、6ヵ月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで“80時間以内”でなくてはならない。

②単月では、休日労働を含んで“100時間未満”でなくてはならない。

③加えて、時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を限度とする。

④無条件の「上限規制」とは「年間720時間」である。これが「正体」である。

月80時間は「過労死ライン」であり、月100時間は「過労死認定基準」である。

労働者にとっては、目を疑うような「上限規制」である。つまり、大臣告示を一応の上限とはするものの、労使協定を結べば年間720時間以内の大枠のもと、月平均80時間の残業ができるようになっている。

⑩高プロ制度とは労働を時間ではなく、成果で測る。そのため経営戦略上は、成果主義賃金の全面的導入が好都合なのである。

⑪安倍政権のめざす「同一労働・同一賃金」の特徴とは、(i)企業内の正規労働者

と非正規労働者との間の格差に限定していること、(ii)成果主義的賃金体系と結び付けられていること。

⑫「働き方改革」とは、「経済成長」と「経済社会基盤の強化」という「目的」のための「手段」なのである。

(4)以上が沢路・牧野論文の大要である。両論文から学ぶのは次の点である。

①「働き方改革」の狙いは、第1に過労死に至る長時間労働の大幅な容認＝規制緩和である。

第2に、高プロ制度とは、労働の成果（企業の利潤追求にとっての）で以て人事管理するものであることからみて、企業にとって経営戦略上好都合な制度である。

第3に、「働き方改革」のめざすのは、企業優位社会の再編強化である。

第4に、「働き方改革」は、究極的には日米軍事同盟を中軸とする軍事国家体制の強化に収斂していく。

(5)なお、「働き方改革」の一環としての「解雇の金銭的解決の制度化」について説明を補完する。

①この制度は、解雇された労働者が職場復帰要求の代わりに「金銭的救済請求権＝解決金を付与する」ことを制度化するものである。

②その狙いとするところは、解雇の容易化である。

## VIII 軍拡の動き

(1)兵器の「まとめ買い」

①安倍政権のもとで軍拡（軍事力拡大）の動きが進んでいる。その徴表が軍事費の増大であり、2018年度予算概算要求が5

兆2551億円と過去最高となっている。

軍拡を「効率的」に進める手段に、長期契約法による兵器の「まとめ買い」がある（9月19日赤旗）。

②防衛省提出資料によれば、長期契約法成立以来（2015年4月～2018年度予算）、合計で5414億円の予算が計上された。年度別内訳は、2015年度が3396億円、2016年度が1132億円、2017年度が566億円、2018年度が320億円である。

その用途は、2017・2018年度の例で見ると、輸送ヘリコプター6機に445億円、C130RのPBL（PBLとは「成果保障契約」と訳されている）に121億円、F110エンジン（戦闘機F2用）の維持部品のPBLに320億円となっている（前掲赤旗）。

③では長期契約法とはいかなるものか。前掲赤旗によれば、自衛隊の艦船や航空機などの兵器調達に関して、国が債務を負う「国庫債務負担行為」の上限を、財政法が定める5年間から10年間に引き延ばして「まとめ買い」を可能にする法律である。「まとめ買い」を要求したのは軍事企業や経団連であり、「まとめ買い」で成長したのが川崎重工である。

(2) ①2017年8月17日、日米安保協議委員会（2プラス2）は共同発表で、「日本の役割を拡大し、防衛能力を強化させる」と明記した（9月30日赤旗）。

そしてこのときに日本側（安倍政権）が表明したのは、対北朝鮮を想定した陸上配備型弾道ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」の購入である（1機当たり約800億円とされる）。

②2018年度の概算要求では、米国政府から武器を購入する有償武器援助（FMS）契約の予算額が4804億円に上り、17年度予算と比べ1208億円増額となっ

た。

2018年度にFMS契約で購入しようとしているのは、▼無人偵察機グローバルホーク、▼ミサイル防衛用の迎撃ミサイルSM3ブロック2A、▼垂直離発着機オスプレイ、などである。

③問題はFMSでの契約価格が米政府の見積もりによるとされていること、支払いが原則として前払いとされていること、契約後の価格高騰や武器納入の遅れが珍しくないことである。

④このような事実が示しているのは、武器の購入の点でも、アメリカ主導の下で行われていることであり、日米同盟のアメリカ従属的な実態が浮き彫りになっている。

### (3) オスプレイ

①2017年8月29日、米海兵隊普天間基地所属のMV22オスプレイがエンジン故障で大分空港に緊急着陸したが、同機と行動を共にした別の1機もエンジン不良で飛行不能となり、岩国基地（山口県）にとどまっていたが、左右のエンジンを交換後の9月9日に普天間基地に帰っていった（9月17日赤旗）。

②2017年9月29日、米海兵隊普天間基地所属のMV22オスプレイ2機が新石垣島に緊急着陸した。米軍からの沖縄防衛局への連絡では、“フィリピンへの移動中に1機に警告灯が点滅したため予防着陸した”とのこと。

③オスプレイは過重なる事故（名護市浅瀬への墜落、伊江島・奄美大島・大分空港への緊急着陸、大分でのエンジン交換、岩国基地でのエンジンからの白煙、オーストラリア沖での2機めの墜落）を起こす事故機である。

④この事故機オスプレイ17機を佐賀空港(佐賀市)に配備する計画が地元の反対により難航する中、防衛省は、5機につき2019年度から熊本県益城町の陸自高遊原分屯地＝陸上自衛隊駐屯地に暫定配備することを検討し始めた。高遊原分屯地は熊本空港内にある。同空港は国管理の民間空港だが、自衛隊CH47ヘリが離発着を行っている民自共用の空港である。

その狙いにつき、9月18日赤旗の分析によれば、“2017年度末にも佐世保に「日本版海兵隊」といわれる水陸機動団を新設し、機動団を輸送する手段として、佐賀空港に配備するオスプレイとの一体的運用を行うことであり、安倍政権の推進する「米軍とともに海外で戦争する拠点づくり」の一環なのである。

(3) 戦争法制定から2年

①戦争法が制定されたのは2015年度9月である。

9月11日、安倍首相は、自衛隊高級幹部への訓示のなかで、第2次安倍政権発足後の安全保障政策を振り返り強調したのは、次のことである(9月19日赤旗)。

## IX 核禁条約署名の動き

①核禁条約への参加を各国政府に迫る世界同時行動「平和の波」(9月20日～26日)が世界各地で取り組まれている。条約参加の各国の署名が国連本部で9月20日から始まるのに合わせて、韓国、イタリア、フランス、デンマーク、アメリカ、ニュージーランド、そして日本で(9月17日赤旗)。

②2017年7月に国連会議で採択された核禁条約への各国の署名(50ヶ国の批准で発効)が9月20日から開始された(9

②限定的な集団的自衛権の行使を含む平和安全法制を制定し、新たな防衛協力ガイドラインを日米で合意した。

わが国を取り巻く安全保障環境の現実を直視するとき、これらの政策は全く間違っていなかった。平和安全法制と新ガイドラインの下、日米の絆はかつてないほど強固なものとなっている。北朝鮮が挑発行為を繰り返す中その脅威を抑止しなければならない。その例として、海上自衛隊のイージス艦などが日本海で米空母と共同訓練を繰り返している、と。

③このように戦争法(平和安全法制)成立から2年の現実の一端を安倍首相は語った。日米同盟の強化の下で、軍事力で当面北朝鮮を抑え込む体制の構築が必要だ、という「現実」を。

④しかし、これは「現実」のほんの一端にすぎない。しかも、北朝鮮問題(拉致問題、ミサイル開発問題、在日ヘイト問題、慰安婦問題など)を包括的に解決するには、米・中・韓・日、そして北朝鮮との間に平和的友好関係を築くことこそが重要だと考える。

月17日赤旗)。

2017年の原水禁世界大会は、「すべての国が速やかに核禁条約に参加し、核兵器の完全廃絶に取り組むことを求める世論を大きく発展させよう」と呼びかけた。

③問題は、日本政府が署名・批准するかである。安倍政府は、禁止条約交渉会議に参加・出席せず、署名・批准しないとの態度をとっている。その底にあるのは、核禁条約は保有国と非核保有国との「分断」を深めるも

のであり、日本は双方の「橋渡し役」をすべきだ、という理由である。

しかし、これは核禁条約の根本理念に反するものである。核禁条約は核兵器は非人道性を本質的に有するという思想に基づいているのであり、核兵器の完全廃絶こそは世界のあらゆる人民の切実な要求を反映するものであると考える（なお、核禁条約についての最近の文献として特集「核なき世界をめざして」法と民主主義2018年1月号がある）。

④世界同時行動「平和の波」が世界各地で計画され、2017年9月20日からスタートした（9月26日迄）。この計画は、原水協世界大会実行委員会が呼びかけたもので、各国政府による条約署名に合わせたものである（9月20日赤旗）。

⑤9月20日、「平和の波」が日本を起点にスタートした。正午に新宿駅西口で野口運営委員会共同代表が「平和の波」開始宣言を行い、「ヒバクシャ国際署名」を約100人が呼びかけた。日本被団協は国会内で集会を開き、首相官邸前では各地から駆け付けた57人の被爆者が日本政府に対し、核禁条約に署名・参加するよう迫った（9月21日赤旗）。

⑥「平和の波」を呼びかけた原水協の決意を記す（前掲赤旗）。

（安井日本原水協事務局長）

“いま、世界の圧倒的多数の国々が核兵器禁止条約の署名と批准、発効へと動き出そうとしています。9月20日、核兵器禁止条約の署名が各国政府に開放され、核兵器のない世界の実現にむかって人類は新たな段階へと足を踏み出します。

世界同時行動「平和の波」は、この流れを

加速し、条約の発効から核兵器完全廃絶へと世界を動かすダイナミックな行動です。すでにアメリカ、イギリス、フランスなど核保有国、ドイツ、イタリア、カナダなどNATO（北大西洋条約機構）加盟国、隣の韓国でも行動が計画されています。

起点となる被爆国日本の「平和の波」行動を必ず成功させる決意です。

日本政府は、アメリカの「核の傘」に固執し、核兵器禁止条約への参加を拒否しています。

この態度は、北朝鮮の核・ミサイル問題での軍事一辺倒の態度に表れています。「核には核」「軍事には軍事」という悪循環を断ち切り、非核平和のアジアと日本へ、大きく転換させなければなりません。

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を迫る大波を起こし、来たるべき総選挙で政治の大転換につなげるために、多くのみなさんが「平和の波」行動に加わるよう心からよびかけます。”

⑦9月20日、「平和の波」として首相官邸前で57人の被爆者が座り込みをした。その一人、大岩孝平（東友会代表理事・東京都原爆被害者協議会会長）の訴え（要旨）を記す。

“私たちは日本政府に、国連会議で採択された核兵器禁止条約への参加を求めて集まっています。条約は、世界122カ国が賛成し、採択されました。しかし、日本はこの会議に参加すらしていません。

安倍首相は、今年の広島、長崎で行われた平和式典でも、条約について一言も言及がありませんでした。それどころか、被爆者との懇談で参加も批准もしないと公言しました。これは絶対にわれわれ被爆者は許すわ

けにはいきません。考えを改めてほしい。日本国民、被爆者の声を聴いて、ただちに条約に参加、批准して欲しい。”

(8)①核禁条約の署名式が9月20日、国連本部で始まった。初日付だけで50ヶ国が署名した。(国連本部発表)(コスタリカ、ブラジル、南アフリカなど)(9月21日河北新報、9月22日赤旗・朝日新聞)。(2020年8月15日時点で署名国82、批准国は43ヶ国。成立には50ヶ国の批准が必要。後7ヶ国となっている。)

②署名式に日本から田中熙巳・日本被団協代表理事、田上富久長崎市長が参加した。

一方、日本政府は署名式にも参加せず欠席した。のみならず、9月20日の国連総会の一般演説でも核禁条約に触れなかった(9月22日朝日新聞)。

③だが、クルツ・オーストリア外相は、“核兵器が安全保障上、必要だとする主張は誤りで、危険なものですらあり、核条約は現実的な対策をもたらすもの”と述べた。

またトウイラエバ・サモア首相は、条約に署名した理由を“核なき世界実現へのわれわれの願望をはっきり示したかった”からだ、と説明した。

(以下次号。次号で2017年9月は終わり、次次号より2017年10月に入ります。)

さらにズマ・南アフリカ大統領は、核兵器計画を自ら放棄した国として“大量破壊兵器の完全な管理などはないというのが南アフリカの確固とした見解だ。条約に示されているように、核問題の唯一実現可能な解決案は完全廃絶だ”と述べた(9月25日赤旗)。

④④9月23日、東京都内の国連大学で「核兵器全面廃絶国際デー」(26日)の記念行事「核なき世界に向けて——転換点で考える」が開かれた(核廃絶日本NGO連絡会開催)。

⑤和田征子・日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)事務局次長は、“核禁条約の成立は重く錆びた扉を開けた。米国のいいなりになって被爆者・国民を見捨てるのか”と述べた(9月24日赤旗)。

⑥核禁問題の本質は、国際政治のパワー問題ではなく人道上の問題である。核禁止は絶対的である。

政府が、核大国アメリカの「核の傘」から脱却し、人道的見地に立ち核禁条約に参加し署名・批准することは、人民への義務であると考えられる。